

令和7年度 青森県被災宅地危険度判定士養成講習会

～ 開催のご案内 ～

被災宅地危険度判定は、災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等により、宅地の擁壁、地盤及びのり面等が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握・危険度判定をすることによって、二次災害を防止または軽減し住民の安全を図ることを目的としております。

各都道府県で被災宅地危険度判定士の養成等が行われていますが、東日本大地震や平成28年熊本地震を教訓に、さらなる被災宅地危険度判定士の養成が求められています。

今回の講習会を多数の方が受講され、被災宅地危険度判定士として登録されることをお願いします。

(被災宅地危険度判定士に関する県HP: <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kenju/hisaitakuti.html>)

●主催: 青森県

●日時: 令和7年8月29日(金) 13時30分～16時00分 ※受付開始 13時00分から

●会場: アピオあおもり イベントホール

※駐車台数に限りがありますので、乗り合い又は公共交通機関でお越しください

●対象者: 主な対象者は次のとおりですが、詳細は2ページ目をご覧ください

- ・国・県・市町村の現職及び職員であった者で、土木、建築等の技術に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・技術士試験(建設部門)に合格した者
- ・一級建築士または土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者
- ・二級建築士として4年以上の実務経験または土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する者

●定員: 80名程度

●受講料: 無料

●講習内容

時間	内容	講師等
13:30～13:35	開会挨拶	青森県県土整備部建築住宅課長 (公社)全国宅地擁壁技術協会
13:35～	被災宅地危険度判定制度について	
～16:00	被災宅地危険度判定の技術について 被災宅地危険度判定士の登録について	

●申込方法: 青森県電子申請・届出システムによる申込み

青森県ウェブサイト>電子申請・届出>カテゴリ選択>組織で検索> 県土整備部/建築住宅課

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17983

こちらの QR コードを読み取ると上記サイトに移動します⇒

●申込締切: 令和7年8月8日(金) ※定員になり次第、締め切らせていただきます

●受講決定: 申込完了時点で受講決定とします

●お問合せ先: 青森県 県土整備部 建築住宅課 建築指導グループ 担当 齋藤
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号(青森県庁北棟3階)
TEL 017-722-1111(内線6810)



【対象種別】

被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧

●青森県被災宅地危険度判定士登録要領第3条第1号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
1-1	宅地造成等規制法施行令第17条第1号 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-2	宅地造成等規制法施行令第17条第2号 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-3	宅地造成等規制法施行令第17条第3号 前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-4	宅地造成等規制法施行令第17条第4号 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-5	宅地造成等規制法施行令第17条第5号（昭和37年建設省告示第1005号①） 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	・在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-6	宅地造成等規制法施行令第17条第5号（昭和37年建設省告示第1005号②） 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者	・技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書
1-7	宅地造成等規制法施行令第17条第5号（昭和37年建設省告示第1005号③） 建築士法による一級建築士の資格を有する者	・一級建築士免許証の写し
1-8	宅地造成等規制法施行令第17条第5号（昭和37年建設省告示第1005号④） 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの	・認定講習会終了証の写し ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-9	都市計画法施行規則第19条第1号イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-10	都市計画法施行規則第19条第1号ロ 学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-11	都市計画法施行規則第19条第1号ハ 前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-12	都市計画法施行規則第19条第1号ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-13	都市計画法施行規則第19条第1号ホ 技術士法による本試験のうち国土交通大臣が定める部門（建設部門、水道部門及び衛生工学部門）に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書（建設部門の場合は不要）
1-14	都市計画法施行規則第19条第1号ヘ 建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・一級建築士免許証の写し
1-15	都市計画法施行規則第19条第1号ト 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者	・認定講習会終了証の写し ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-16	都市計画法施行規則第19条第1号チ（昭和45年建設省告示第38号①） 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	・在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-17	都市計画法施行規則第19条第1号テ（昭和45年建設省告示第38号②） 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了したもの	・認定講習会終了証の写し ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書

●青森県被災宅地危険度判定士登録要領第3条第2号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
2	国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	・被災宅地危険度判定士実務経験証明書

●青森県被災宅地危険度判定士登録要領第3条第3号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
3	国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者	・被災宅地危険度判定士実務経験証明書

●青森県被災宅地危険度判定士登録要領第3条第4号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
4-1	建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者	・二級建築士免許証の写し ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
4-2	建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者	・一級技術検定合格証明書の写し
4-3	建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者	・一級技術検定合格証明書の写し ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書
4-4	知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	・知事が必要と認める書類